

特定家畜伝染病防疫指針について

- (1) 特定家畜伝染病防疫指針について
- (2) 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（案）の概要
- (3) 高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（案）の概要
- (4) 牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針（案）の概要

特定家畜伝染病防疫指針について

- 1 平成13年の牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）の発生では、国内初の発生であったことから、具体的対策の知見がなく、また、発生を想定した緊急対応マニュアルもなかったため、初動対応が不十分となり、不必要に混乱を招いたことが指摘されている。
- 2 このため、平成15年6月、家畜伝染病予防法の一部が改正され、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要がある家畜伝染病について、検査、消毒、家畜等の移動の制限その他当該家畜伝染病に応じて必要となる措置を総合的に実施するための指針（特定家畜伝染病防疫指針）を作成し、公表することとされた（第3条の2第1項）。
- 3 また、特定家畜伝染病防疫指針を作成しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならないとされた（第3条の2第3項）ことから、同年9月19日、農林水産大臣名で、同審議会会長あて、特定家畜伝染病防疫指針の作成について諮問し、同月22日、同審議会消費・安全分科会第1回家畜衛生部会において、当面、口蹄疫、BSE及び高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針を作成していくことが了承された。

【参考】

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）（抄）

（特定家畜伝染病防疫指針）

第三条の二 農林水産大臣は、家畜伝染病のうち、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして農林水産省令で定めるものについて、検査、消毒、家畜等の移動の制限その他当該家畜伝染病に応じて必要となる措置を総合的に実施するための指針（以下この条において「特定家畜伝染病防疫指針」という。）を作成し、公表するものとする。

2 都道府県知事及び市町村長は、特定家畜伝染病防疫指針に基づき、この法律の規定による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるものとする。

3 農林水産大臣は、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（案）の概要

第1 基本方針

- ・国内で発生した際には、国際的な本病清浄国の防疫原則に則り、殺処分方式により本病の撲滅を図り、常在化を防止する対策を実施。
- ・すべての関係者が一体となって侵入防止による清浄性の維持及び早期発見のための監視体制の維持を図るとともに、発生時における迅速かつ的確なまん延防止対策を講じられるよう、危機管理体制を構築。

第2 防疫措置

- ・偶蹄類の家畜の所有者に対し、異常が見られた場合には、直ちに獣医師の診察を求めるとともに、家畜保健衛生所に通報するなど、早期発見、早期通報に努めるよう指導。
- ・家畜防疫員は、家畜の所有者、獣医師等から異常家畜を発見した旨の通報があった場合には、緊急的な措置について指導又は依頼を行うとともに、直ちに立入検査を実施。
- ・本病が否定できない場合には、家畜防疫員は、病性鑑定材料を採取し、動物衛生研究所に搬送。
- ・病性決定時には、関係機関等と連絡を取りつつ、都道府県と農林水産省で公表し、それぞれ防疫対策本部を設置。必要に応じ、他都道府県の家畜防疫員、農林水産省の防疫専門家等も動員。
- ・患畜等の殺処分、死体又は汚染物品の焼却、畜舎の消毒等の必要なまん延防止措置を早急を実施。
- ・家畜、その死体又は本病の病原体をひろげるおそれがある物品について、移動制限区域（原則として半径10km以内）及び搬出制限区域（原則として半径20km）を設定。制限区域内の飼養農場等については、立入検査を実施し、清浄性を確認。
- ・ワクチンは、原則として、殺処分と移動制限による方法のみではまん延防止が困難であると判断された場合に接種。接種を行った家畜については、接種を行った旨の標識を付し、その移動を制限。
- ・発生時には、関係機関が連携し、感染源及び感染経路の究明のための網羅的な疫学調査を実施。

第3 防疫対応の強化

- ・関係機関と連携し、国、都道府県及び市町村の各段階で、危機管理体制を構築。
- ・周辺都道府県及び都道府県内関係者の参加を幅広く求め、発生時を想定した防疫演習等を実施。
- ・国は、動物衛生研究所等の試験研究機関との連携を強化し、本病に関する研究を積極的に推進。
- ・本病の発生を的確に予防する観点から、飼養衛生管理基準の遵守等による家畜の適切な衛生管理の方法について助言及び指導。

高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（案）の概要

第1 基本方針

- ・国内で発生した際には、国際的な本病清浄国の防疫原則に則り、殺処分方式により本病の撲滅を図り、常在化を防止する対策を実施。
- ・すべての関係者が一体となって侵入防止による清浄性の維持及び早期発見のための監視体制の維持を図るとともに、発生時における迅速かつ的確なまん延防止対策を講じられるよう、危機管理体制を構築。

第2 防疫措置

- ・本病に関する知識の普及・啓発に努め、本病を否定できない症例を発見した旨の通報等を受けたときは、直ちに家畜防疫員による立入検査を実施。
- ・臨床症状を示す家きん及び死亡した家きんを対象に、家畜保健衛生所は動物衛生研究所と連携し、病性鑑定を実施。
- ・病性決定時には、関係機関等と連絡を取りつつ、都道府県と農林水産省で公表し、それぞれ対策本部を設置。必要に応じ、他都道府県の家畜防疫員、農林水産省の防疫専門家等も動員。
- ・防疫措置の実施に当たっては、公衆衛生部局と連携し、防疫作業に従事する者は感染防止に努めるよう十分留意。
- ・患畜等の殺処分、死体又は汚染物品の焼却、畜舎の消毒等の必要なまん延防止措置を早急を実施。
- ・家きん、その死体又は本病の病原体をひろげるおそれがある物品について、移動制限区域（原則として半径10 km以内）及び搬出制限区域を設定。制限区域内の飼養農場等については、立入検査を実施し、清浄性を確認。
- ・ワクチンは、原則として、殺処分と移動制限による方法のみではまん延防止が困難であると判断された場合に接種。接種を行った家きんについては、接種を行った旨の標識を付し、その移動を制限するとともに、接種農場においてはモニタリングを実施。
- ・発生時には、関係機関が連携し、感染経路の究明のための網羅的な疫学調査を実施。

第3 防疫対応の強化

- ・関係機関と連携し、国、都道府県及び市町村の各段階で、危機管理体制を構築。
- ・周辺都道府県及び都道府県内関係者の参加を幅広く求め、発生時を想定した防疫演習等を実施。
- ・国は、動物衛生研究所、大学等の試験研究機関との連携を強化し、本病に関する研究を積極的に推進。
- ・本病の発生を迅速に発見する監視体制を継続し、地域の実態にあったモニタリングを実施。

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針（案）の概要

第1 基本方針

- ・輸出国における本病の発生状況、発生リスク等に関する情報に基づく輸入検疫及び反すう動物由来たん白質を原料又は材料とする飼料等の給与禁止措置を確実に実施することにより、発生の予防を図るとともに、本病を疑う症状を呈した牛又は死亡した牛の検査及び当該検査に基づく措置を的確に実施することにより、まん延防止を図ることが重要。
- ・すべての関係者が一体となって、本病の発生予防及びまん延防止措置の的確な実施のための体制を整備するとともに、発生時において迅速かつ的確なまん延防止措置が講じられるよう危機管理体制を構築。

第2 防疫措置

- ・家畜の所有者、獣医師等に対し、農場段階において進行性の臨床症状を呈した牛等を発見したときは、速やかに家畜保健衛生所に通報するよう周知し、立入検査等において家畜防疫員が異常牛であると判断した場合にあっては、疑似患畜として本病の迅速診断検査を実施。
- ・迅速診断検査の結果が陽性である場合にあっては、動物衛生研究所に病性鑑定材料を送付し、確定検査を実施。
- ・24か月齢以上の牛が死亡したときは、当該牛の死体を検案した獣医師等に対し、その旨を速やかに家畜保健衛生所に届け出るよう周知し、届出があった死亡牛について、本病の迅速診断検査を実施。
- ・と畜検査における本病のスクリーニング検査の結果が陽性である場合にあっては、出荷農場の所在する都道府県畜産主務課は、直ちに出荷農場を特定し、当該出荷農場における移動の自粛の要請、導入元関連農場の特定等の疫学調査などを実施。
- ・患畜発生農場等においては、疑似患畜の殺処分、死体又は汚染物品の焼却、畜舎の消毒等の必要な防疫措置を実施するとともに、当該農場等における牛の飼養状況、給与飼料等の疫学情報を収集。
- ・と畜検査の結果、本病と確定診断された場合にあっては、家畜防疫員は、と畜検査員と連携し、と畜場の設置者等が行うと畜場の消毒及び患畜の焼却を確認。
- ・発生時には、関係機関が連携し、感染源及び感染経路の究明のための網羅的な疫学調査を実施。

第3 防疫対応の強化

- ・関係機関と連携し、国、都道府県及び市町村の各段階で、危機管理体制を構築。
- ・国は、動物衛生研究所等の試験研究機関との連携を強化し、本病に関する研究を積極的に推進。
- ・本病の防疫措置に当たっては、患畜の生産・出荷農場、患畜との同居牛、疑似患畜等の特定を迅速かつ的確に行うため、牛個体識別台帳の情報を適切に活用。